●連載

学生相談共有ばなし・第三話

アカデミック・ハラスメント(その二

吉武清

東北大学高等教育開発推進センター・学生生活支援部・学生相談室教授)

5大学研究協議会が提案したもの

であった。
である。
である。

定義が広く用いられているが、アカデミック・ハラスメントの場を表が広く用いられているが、アカデミック・ハラスメントの場を行い、これによって相手が精神的・身体的な面について、修動を行い、これによって相手が精神的・身体的な面について、修動を行い、これによって相手が精神的・身体的な面について、修動を行い、これによって相手が精神的・身体的な面について、修動を行い、これによって相手が精神的・身体的な面について、修動を対している。報告書は、アカデミック・ハラスメント」その一つは、和製英語である「アカデミック・ハラスメント」

切で不当な言動」としたものである。合にも「不快な言動」とすることが適当とは考えられず、「不適

研究協議会はこれに応えようとしたのである。策定するにあたっては、例示は欠かせないことである。5大学のがアカデミック・ハラスメントを取り扱う規程・ガイドラインをントにあたるかについて、分類と例示を行ったことである。大学二つ目は、具体的にどのような言動がアカデミック・ハラスメ

である。

「一の目は、来談者が望むことの要点を示したことである。

「一つ目は、来談者が望むことの要点を示したことである。

「一つ目は、アカデミック・ハラスメント対応システムに必要な四つ目は、アカデミック・ハラスメント対応システムに必要な四つ目は、アカデミック・ハラスメント対応システムに必要な四つ目は、来談者が望むことの要点を示したことである。

特集・就職支援

ぎ起こすかもしれない問題や部局による対応のばらつきを

規定・ガイドラインおよびそれに伴って整備された相談・解決問題解決のためのガイドライン」を施行した。新たに策定され るのである。セクシュアル・ハラスメントの解決手続きとしては、 ステムは次のような特徴をもっていた。 けるハラスメントの防止等に関する規定」および「ハラスメント 東北大学のハラスメント規程 運営委員長 北海道大学学生相談室長、 ドラインに盛り込まれていた。これに対して、「5大学報告書」は、 つける調査にはよらない早期の解決を要望する例が少なからずあ なく、できるだけ早期に救済してほしい」と、 おおごとにはしたくないし、 加害側の処分を求める相談事例がある一方で、「悔しいけれども ないような場合」の解決手続きである。実際、 要な手続きとして「調整機能」をとりあげたことである。 一般的に「調停」と「調査」というふたつの手続きが規定・ガイ 一学内規則に則った調査等による解決・決着が必ずしも望ましく 行為・不慣れでかつ中立性を欠くと疑念をもたれやすして不慣れな対応(教職員による不慣れな相談・不慣中心の対応へと変えられた。これによって、部局によ 平成一八年二月一日、東北大学は「国立大学法人東北大学に (*) オーガナイザ 一つ目 ハラスメント事案への対応体制が、 である 機能が問題解決に欠かせない重要手続きであることを示 アカ っしれない引きない。高馬中心の対応から全学がつ中立性を欠くと疑念をいる。新局による、時とれた(教職員による不慣れな相談・不慣れて、時とれた。これによって、部局による、時と デミック・ Ţ 仁平義明東北大学学生相談所長、 繁桝算男東京大学教養学部学生相談所上平義明東北大学学生相談所長、大畑昇 加害側の処分までも求めるものでは ・ガイドライン ハラスメント 'n 問題解決に 相談におい あくまでも白黒を お ては、 7

アカデミック・ハラスメント対応システムに必要な機能

た

お

		5大学研究協議会	東北大学新ガイドライン
対応システ ム	主体	部局中心	全学中心
相談機能	相談	ハラスメント相談 機関 学生相談機関	ハラスメント全学相談窓口 (学生相談窓口、職員相談窓 口)
	継続的な心理支援		
	プロセスの見守り		
	調整・調停・調査への同席	×	
調整機能	調査委員会を通さない環境調整	部局の調整担当者	全学防止対策委員会に部局が 協力
	双方の <u>納得する</u> 解決を模索	0	×
	当事者双方の主張を <u>公正な立</u> 場で調整	×	0
調停・調査 (審理)機能	学内規則に則った調停	全学委員会	全学委員会による調停委員会
	学内規則に則った事実調査	部局委員会	全学委員会による調査委員会
	懲戒に関する判断	懲戒委員会	全学懲戒委員会

ンセラーが兼務する体制とし、増員が行われた)。を育成、継承する(*)ことも期待できることとなった(ハラスメント全学学生相談窓口については学生相談所の常勤のカウを学相談窓口を充実化させ、ハラスメント相談・対応の専門家全学相談窓口を充実化させ、ハラスメント相談・対応の専門家を配置するなどして回避しやすくなった。また、常勤の専門家を配置するなどして

激しい競争的環境に置かれる今日の状況下で、不慣れな教職員が(*)予算削減に伴う教職員の人員削減が進み、教員がますます続き」のひとつとして組み込まれた。一様能が、「申立てによる解決手決のために必須である「調整」機能が、「申立てによる解決手法のために必須である「調整」機能が、「申立てによる解決手法の方がミック・ハラスメントに比べて幾倍かの来談が予想されてクシュアル・ハラスメントに比べて幾倍かの来談が予想されて、字生相談による苦心の調整」の限界を超えるべく、また、三、「学生相談による苦心の調整」の限界を超えるべく、また、

調整という解決手続き

らも有用なことであるだろう。談員を配置することは、危機符

相談に当たるのでなく、経験を蓄積していくことのできる常勤相

危機管理の視点からも費用対効果の

面

か

前に働きかけ」を行うものである(「5大学報告書」)。いわば、「白認と処罰を含めた処置の検討を行うよりも、問題が深刻になる以『調整』という解決手続きは、「調査委員会による事実関係の確

を含みます」と定義している。
研究室、就業場所の変更その他修学・就労上の措置等を行うこと研究室、就業場所の変更その他修学・就労上の措置等を行うことでなされる三つの解決手続き種類のうちの一つとし、「指導教員、の新規程・ガイドラインでは、「調整」について、申立てを受け黒をつけることなく被害者を救済する」手続きである。東北大学

の提出の手続きを経てなされるものである。 の提出の手続きを経てなされるものである。 の提出の手続きを経てなされるものである。 の提出の手続きを経てなされるものである。

被指導関係が成り立たなくなってしまっていると判断されると被指導関係が成り立たなくなってしまっていると判断されると為の意味をもつ「調停」とは異なる解決手続きである。「調停」との問題解決が図られる」ものである。たとえば、「調整」行為では、の問題解決が図られる」ものである。たとえば、「調整」行為では、の問題解決が図られる」ものである。たとえば、「調整」行為では、指導学生(申立人)の指導教員変更等の措置に指導教授(被申立指導学生(申立人)の指導教員変更等の措置に指導教授(被申立指導学生(申立人)の指導教員変更等の措置に指導教授(被申立指導学生(申立人)の指導教員変更等の方式が、「調整」は、第三者が紛争当事者を伸介し譲歩されていると判断されるとを伸介し譲歩されている。

特集・就職支援

て修学・研究の機会を確保することで、解決が図られる。点から、指導教員変更等の措置あるいはそれに見合う措置によっ機会を大学として確保することを優先させる必要があるという観き、申立ての事情に鑑みて学生が権利として有する修学・研究の

一般に、「調査」の解決手続きが必要な所以である。とも異なる「調整」の解決手続きが必要な所以である。一般に、「調査」の解決手続きが必要な所以である。一般に、「調査」の解決手続きが必要な所以である。とも異なる「調査」の解決手続きが必要な所以である。他に、「調査」の解決手続きは、「卒業あるいは「相手に罰るというのは理不尽に思う」という訴えや、あるいは「相手に罰るというの修学・研究・就労環境は救済・回復してほしい」と望む例には相応しいとはいえない。「調停」の手続きも、相談者は、空む例には相応しいとはいえない。「調停」の手続きも、相談者は、一般に、「調査」による解決には時間を要し、「調停」は難航する。とも異なる「調整」の解決手続きが必要な所以である。

今後の課題

等者と同様ハラスメント相談・対応にあたる大学関係者からし、第者と同様ハラスメント相談・対応にあたる大学関係者からにすることはできある。次の一から三のような措置がとれるようにすることはできある。次の一から三のような措置がとれるようにすることででいのか、ということである。次の一から三のような措置がとれるようとは、加害行為を行う、あるいは繰り返す教ばしば訊ねられることは、加害行為を行う、あるいは繰り返す教はしば訊ねられることは、加害行為を行う、あるいは繰り返すると言いない。

れた者への「再発防止研修」の義務付け一、調査によってハラスメントの加害行為の事実について認定さ

次ぐ教職員への「学生指導に関する研修」の勧告あるいは義務三、調査による認定がなされていないものの、調整の申立てが相二、同じく認定された教員による一定期間の学生指導の停止

置け、ならびに研修期間における学生指導の停止を可能とす

終わりに

平成一八年から平成二一年の現在までに、セクシュアルのみでできものである。

規程・ガイドラインを含むハラスメント相談・対応体制(シスカルをお待ちしています。

育開発推進センター・セミナー」に。七八三三)まで。詳しくは、東北大学のHP、「東北大学高等教加申し込みは、東北大学学生相談所(電話・○二二-七九五-(*)九月一七日午後一時から一八日午後三時。参加費無料。参